

「手話言語条例」に関するこれまでの経緯

令和2年12月議会 一般質問

「手話は言語である」との認識を広めるため、条例制定が必要
→（答弁）検討委員会を設置し、条例制定に向け取り組む

令和3年6月～11月 防府市手話言語等に関する条例検討委員会（3回実施）

第1回 条例制定に対する市の考えを提示

【意見】

- ・手話言語条例単独と、手話とコミュニケーション一本化での条例制定との意見に分かれる
- ・「手話言語」と「コミュニケーション」を一本の条例の中で章立てする等の工夫により、明確にできるのではないか

第2回 手話言語とコミュニケーションを章立て一本化した条例（案）を提示

【意見】一本化よりも、別々に制定するほうがよい

第3回 条例案を2パターン提示

① 手話言語及びコミュニケーション条例

前文

第1章 総則

第2章 手話が言語であることに関する施策の推進

第3章 障害の特性に応じたコミュニケーションに関する施策の推進

② コミュニケーション条例

前文…案1から手話の歴史に関する部分を削除

第1章中「手話が言語であることに対する理解の促進」を削除

第2章削除

【意見】

- ・一本化した条例（案1）では「手話が言語である」ことへの理解が進まない
- ・現状で「コミュニケーション条例」を必要とする方がいる。
まずは全ての障害者のためのコミュニケーション条例の制定を。

【結論】

- ・「コミュニケーション条例」を制定する

令和4年4月 防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例施行